

答申第153号

平成24年12月7日

神戸市教育委員会

委員長 山口 芳 弘 様

神戸市情報公開審査会

会長 米 澤 広 一

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

( 答 申 )

平成24年3月30日付教委庶第745号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「神戸市立住吉中学校 生徒指導の記録（問題行動）」の部分公開決定に対する不服申立てについての諮問

### 1 審査会の結論

「生徒指導の記録（問題行動）」に記載された「問題行動等の概要」のうち、別表に掲げる月、項目、日付に係る記載部分について非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。その余の情報について非公開とした決定は妥当である。

### 2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「平成 23 年度における東灘区住吉中学校の生徒指導に関する状況報告と補足説明」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 教育長に委任する事務等に関する規則第 2 条に基づき、教育委員会から公開請求に対する公開決定等の事務について委任を受けた教育長（以下「処分庁」という。）は、本件請求に対して、「神戸市立住吉中学校 生徒指導に関する状況」及び「生徒指導の記録（問題行動）」（いずれも平成 23 年 4 月～平成 24 年 1 月）を特定したうえで、「生徒指導の記録（問題行動）」のうち「生徒名」及び「問題行動等の概要」を非公開とする部分公開の決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、非公開とされた情報のうち「問題行動等の概要」（以下「本件情報」という。）の公開を求めて、審査請求を行った。

### 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張を、平成 24 年 3 月 19 日付の審査請求書、平成 24 年 7 月 25 日付の意見書及び平成 24 年 8 月 8 日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

「生徒指導の記録（問題行動）」のうち生徒名が非公開とされているのは、個人情報保護の観点から理解できる。しかし、本件情報の部分まで非公開とされているのは納得がいかない。

教育委員会は非公開とした理由として、本件情報には、問題行動に至るきっかけ、経緯、問題行動が発生した場所、時間、指導の記録、また加害者と被害者の人格とも密接に関連する情報まで書かれているからとしている。しかし、非公開とされた空白部分は書いている字から見ても 100 字から多くて 200 字までである。この程度の小さな枠の中で、教育委員会の言っている細かな状況まで書いてあるとは思えない。

一般的に情報公開請求があれば、名前など個人の特定にかかわる部分は非公開としてもよいが、それ以外のものは公開すべきであると考えている。

本件情報を公開しても個人を特定することはできないのではないか。内容で個人が特定される部分があるなら、その一部分のみ非公開にして、残りは公開すべきである。

処分庁が生徒のプライバシーの名の下に公開できる部分まで非公開にしているのは、問題である。

#### 4 諮問庁の主張

教育委員会の主張を、平成 24 年 4 月 25 日付の非公開理由説明書及び平成 24 年 6 月 20 日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

非公開とした「生徒指導の記録（問題行動）」の中の本件情報には、生徒がその問題行動等にいたるきっかけなどの一連の経緯、問題行動が発生した場所や時間、指導の記録等（指導途中経過も含む）が記入されている。また、被害にあった生徒の状況が詳細に記入されていることもある。このほか、加害者や被害者となった生徒の人格とも密接に関連する情報や、中には交遊関係なども記載されている。

教育委員会事務局は、当該報告の公開を前提に学校から提出を求めているわけではなく、学校においても、記載されている内容は教員と生徒、あるいは保護者との信頼関係のうえで聞き取りなどをして、客観的に明らかになったプライバシー情報であり、生徒及びその保護者も第三者に公開されることを想定していない。これを公開することは、教育委員会事務局と学校、教員と生徒の信頼関係を損なうことになり、これまで家庭と連携して生徒の健全育成を推進してきた生徒指導の根幹をゆるがし、ひいては健全育成そのものを阻害することになる。

生徒が起こす問題行動には、その背景に当該生徒の抱えている問題や課題、家庭環境等の影響が少なからずある。本件情報からはその背景を窺い知ることができ、教育委員会事務局は、適切なタイミングで学校と生徒の支援のあり方を相談したり、時には学校を訪問したりして助言するなど、密な連携を図ってきた。公開を前提にして学校から報告させることになると、学校は生徒及び保護者からの正確な情報を聞き取ることが困難となり、その結果、問題行動の背景や経緯をつかむことも困難になるおそれがある。そのことにより、教育委員会事務局としての的確な支援や助言が遅れ、問題が複雑化、長期化するという状況が生じ、個々の生徒の立ち直りや健全育成に著しく支障をきたすことになる。

本件情報が公開されると、学校名がすでに公開になっている以上、当該生徒が当該文書を見れば、自分自身の非行の内容や被害の状況が公にされていることは容易に察しがつくはずであり、その場合、人格未発達な生徒への心理的な悪影響は計り知れない。また、本件情報は、当該生徒の立ち直りのための支援や心のケアにあたっている教員をはじめ、一部の関係者しか知りえない情報であり、PTAなど地域の保護者をはじめとする同じ学校の関係者が一般に知ることはできない情報である。しかし、地域の保護者であれば、当該文書に記載されている問題行動を起こした生徒を比較的容易に特定できることは十分に考えられ、そうすると、生徒名と、教員や一部の関係者にしか知りえない本件情報と容易に結びつけることも可能となる。さらに、本件情報は指導途中の経過も含まれるため、一時的な経過の情報だけが一人歩きし、風評被害を生むおそれや、当該生徒への言われなき

誹謗中傷が広がる懸念もある。そうすると、懸命に立ち直ろうとする当該生徒や、それを支える保護者、教員にとっても大きな障害となるばかりでなく、困り感や孤立感を抱えている当該生徒や保護者をいっそう苦しめることになる。

本件情報は生徒の指導の記録とも言えるものであり、生徒に関わるこうした情報は、プライバシーの中でも最も配慮を要する情報だといえる。よって、教育委員会事務局としては、これを公開することは、生徒及び保護者の権利利益を害し、生徒の健全育成を著しく阻害することになると判断でき、到底容認できるものではない。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、「神戸市立住吉中学校 生徒指導に関する状況」及び「生徒指導の記録（問題行動）」（いずれも平成23年4月～平成24年1月）である。

これは当該中学校から教育委員会事務局へ、生徒指導の状況を報告するために提出された文書であり、「生徒指導に関する状況」には問題行動の項目別（窃盗、暴力行為、器物損壊、対教師暴力反抗、授業放棄、家出、不純異性交遊、喫煙、飲酒、けんか、いじめ等）に、問題行動の件数と、問題行動に関わった生徒数が男女別及び学年別に記載され、「生徒指導の記録（問題行動）」には問題行動の項目、児童生徒名、学年・性別、日付、問題行動等の概要が記載されている。

### (2) 争点

処分庁は、本件対象文書の「生徒指導の記録（問題行動）」のうち「生徒名」を条例第10条第1号アに該当するとして、また「問題行動等の概要」を条例第10条第1号ア及び同条第5号ウに該当するとして、それぞれ非公開とする部分公開の決定を行った。これに対し、審査請求人は、本件情報である「問題行動等の概要」を公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件における争点は、本件情報の条例第10条第1号ア及び同条第5号ウ該当性である。

以下、検討する。

### (3) 本件対象文書に記載された事案について

処分庁によると、本件対象文書は、市立小中高等学校の各学校の生徒指導の状況を把握することで、生徒の健全育成を進めるための報告であり、教育委員会事務局は、これをもとに、長年にわたって全市的視野で生徒の問題行動の動向を分析し、客観的に判断したうえで、各学校に対し適切な指導と助言を行うとともに、必要な施策を講じてきたとのことである。

審査会において本件対象文書を見分したところ、生徒が行った問題行動の各事案について具体的な内容が書かれているが、記載された事案の中には、「児童生徒名」欄及び「学年・性別」欄に問題行動等を行った生徒の氏名及び学年・性別が書かれている事案と、氏名及び学年・性別が書かれていない事案、すなわち学校がその問題行動等を行っ

た生徒が誰であるかを特定できなかつた事案がある。以下、両者を分けて検討することとし、まずは問題行動等を行った生徒の氏名等が書かれている事案から検討する。

(4) 問題行動等を行った生徒の氏名等が書かれている事案について

条例第 10 条第 1 号アに該当し非公開となるプライバシー情報とは、特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報であって、社会通念上、他人に知られたくないと思うことが通常と認められる情報である。特定の個人の識別可能性に関しては、通常の場合、一般に当該情報がそれだけで特定の個人が識別できる、若しくは、容易に知り得る他の情報と結合することにより特定の個人が識別できる情報であるかどうかで判断するところである。

本件情報について検討すると、記載された生徒の問題行動は、窃盗や喫煙、飲酒など反社会性の強い行動や、家出や不純異性交遊などプライバシー性の高い行動を含んでいる。本件情報の記載内容は、年齢的に人格発達途上の生徒が行った、そうした問題行動に対する個別の指導の記録である。

また、記載内容を見ると、生徒が何に腹を立てたか、何を言い争ったかなど、その行動に至った一連の経緯や背後の事情が、生徒の発言をそのまま引用するなどして、具体的かつ詳細に記述されている。

したがって、本件情報は、その記載内容から判断すると、プライバシー保護のため特段の配慮を必要とする情報であると考えられるものである。こうした情報について条例第 10 条第 1 号ア該当性を判断するに当たっては、一般の人が特定の個人を識別できるかという通常の判断基準ではなく、当該学校に通う生徒やその保護者（以下、「学校関係者」という。）のように、一般の人より多くの関連情報を予め保有する者が特定の生徒を識別できるかどうか、またその結果、他人に知られたくない情報が知られることとなり、生徒の権利利益を害するおそれがあるかどうか、を基準に判断すべきである。

本件においては学校名が明らかとなっているうえに、本件対象文書に記載された情報のうち、問題行動の項目、生徒の学年・性別、問題行動の起こった日付がすでに公開されている。

そのような状況で本件情報を公開することになれば、たとえ個人名等を非公開としたとしても、学校関係者は本件情報の記載内容と特定の生徒とを結びつけることが可能となり、それまで知り得なかつた問題行動の詳細な内容や経緯、背後の事情などを知り得ることとなる可能性を否定できず、当該生徒の権利利益を害するおそれがあると認められる。

以上のことから、本件情報は条例第 10 条第 1 号アに該当し、非公開とすることが妥当である。

なお、処分庁においては、本件情報の非公開理由として条例第 10 条第 5 号ウに該当することも挙げているが、上記のとおり条例第 10 条第 1 号アに該当すると判断した以上、その余のことについては検討しない。

(5) 問題行動等を行った生徒の氏名等が書かれていない事案について

本件対象文書に記載された事案の中には問題行動等を行った生徒の氏名及び学年・性別が書かれていないものがある。例えば、教室の窓ガラスが破損し、状況から投石によるものと考えられるが、誰が行ったのかが分からなかった事案などである。

審査会においてこれらの個々の記載内容について検討を行ったところ、いずれの事案も、学校関係者であっても記載内容から特定の生徒を識別することは不可能と考えられるものであり、また、反社会性の強い行動や家出、不純異性交遊などプライバシー性の高い情報でもない。さらに、公開することによって生徒や保護者との信頼関係に影響を及ぼし、生徒への適切な指導に著しい支障を及ぼすものとも認められない。

したがって、処分庁が、問題行動を行った生徒が特定されていないこれらの事案についてまでも非公開としたことは妥当とはいえない。

以上から判断すると、本件請求に対して、別表に掲げる、問題行動等を行った生徒の氏名等が書かれていない事案に関する記載部分を除き、本件情報を非公開としたことは妥当であるが、別表に掲げる事案の記載部分については、非公開事由に該当するとは認められず、公開すべきである。

(6) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

別表

公開すべき「問題行動等の概要」に係る月、項目、日付

月	項目	日付
7月	器物損壊（管理下）	7日
	その他 迷惑行為	8日
8月	参考	23日
9月	その他（謂集・迷惑行為）	20日
12月	その他 盗難	2日
	その他 盗難	14日

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成24年4月2日	—	* 諮問書を受理
平成24年4月25日	—	* 諮問庁から非公開理由説明書を受理
平成24年6月20日	第257回審査会	* 諮問庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成24年7月9日	第258回審査会	* 審議
平成24年7月25日	—	* 審査請求人から意見書を受理
平成24年8月8日	第259回審査会	* 審査請求人から意見を聴取 * 審議
平成24年9月10日	第260回審査会	* 審議
平成24年10月5日	第261回審査会	* 審議
平成24年11月21日	第262回審査会	* 審議